

特定技能制度(自動車運送業分野)

自動車運送業分野の概要

特定技能制度への自動車運送業分野の追加

特定技能制度の受入れ見込数の再設定（令和6年3月29日閣議決定）



受入れ見込数の再設定

- 特定技能制度の運用に関する基本方針（閣議決定）において、「分野別運用方針において、当該分野における向こう5年間の受入れ見込数について示し、人材不足の見込数と比較して過大でないことを示さなければならない。」と定め、分野別運用方針（閣議決定）において、分野ごとの受入れ見込数を記載。
- 制度開始時に設定した、令和元年度から5年間の受入れ見込数の期限が、令和5年度末に到来。
- 令和6年3月29日、各分野の人手不足状況等を踏まえ、令和6年4月から5年間の受入れ見込数を設定（関係閣僚会議決定・閣議決定による分野別運用方針の変更）。

受入れ見込数の算出方法

- 各分野において、5年後（令和10年度）の産業需要等を踏まえ、以下の計算で算出。

$$\text{受入れ見込数} = \text{5年後の人手不足数} - (\text{生産性向上} + \text{国内人材確保})$$

令和6年4月からの受入れ見込数等

	介護	ビルクリーニング	工業製品製造業	建設	造船・船舶工業	自動車整備	航空	宿泊	農業	漁業	飲食物品製造業	外食業	自動車運送業	鉄道	林業	木材産業	合計
特定技能1号在留者数 (令和5年12月末現在：速報値)	28,400	3,520	40,069	24,433	7,514	2,519	632	401	23,861	2,669	61,095	13,312					208,425
制度開始時の受入れ見込数	60,000	37,000	31,450	40,000	13,000	7,000	2,200	22,000	36,500	9,000	34,000	53,000					345,150
令和5年度末までの受入れ見込数 (※1)	50,900	20,000	49,750	34,000	11,000	6,500	1,300	11,200	36,500	6,300	87,200	30,500					345,150
令和6年4月から5年間の受入れ見込数(※2)	135,000	37,000	173,300	80,000	36,000	10,000	4,400	23,000	78,000	17,000	139,000	53,000	24,500	3,800	1,000	5,000	820,000

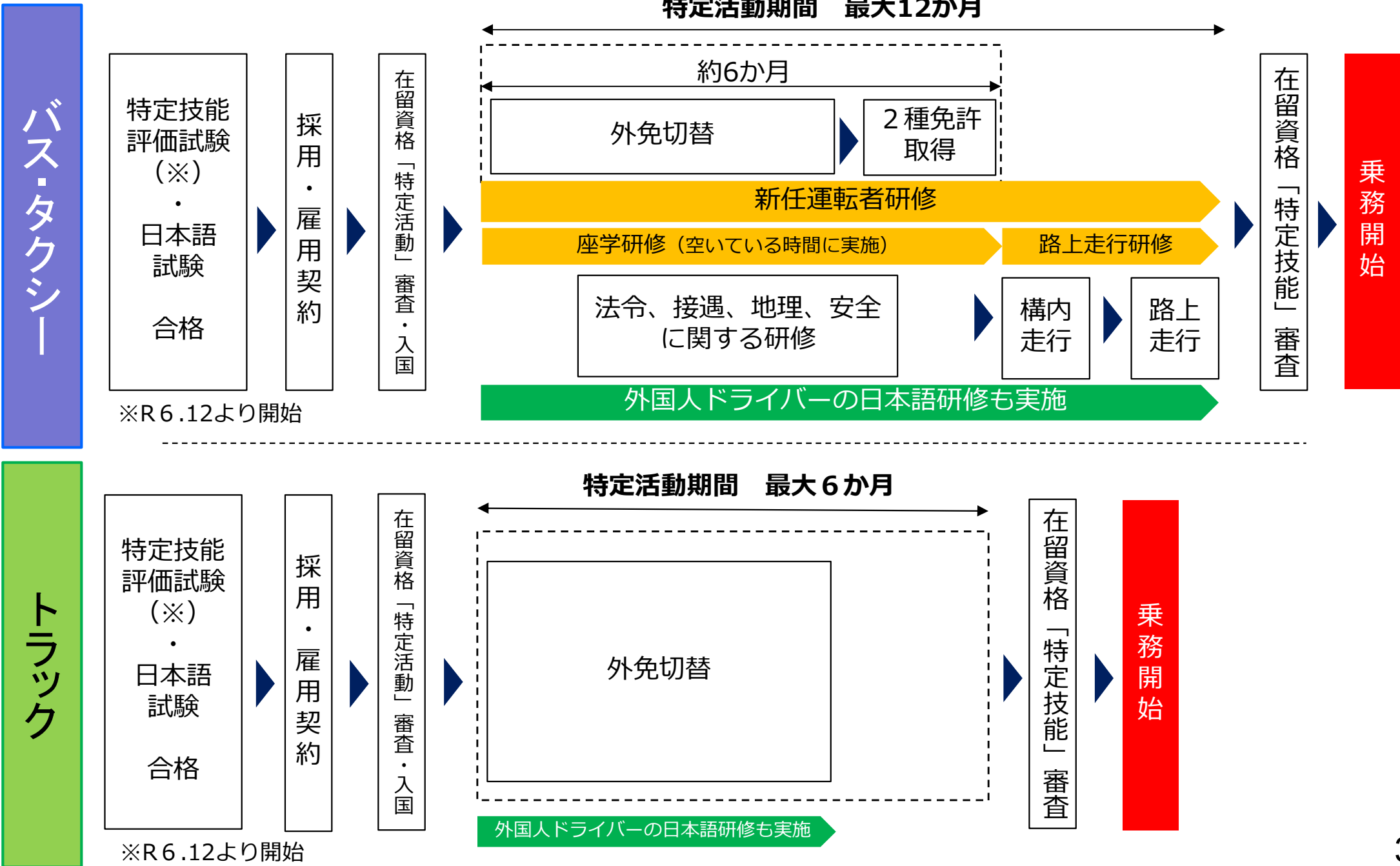
※1 コロナ禍の影響による大きな経済情勢の変化を踏まえ、令和4年8月に見直した受入れ見込数。

※2 受入れ見込数が増加することを踏まえ、受入れ機関が地域における外国人との共生社会の実現のため寄与することが当該機関の責務であること等を明記（基本方針に追記）。

特定技能制度における自動車運送業分野の制度概要

- 担い手不足への対応が喫緊の課題となっている自動車運送業分野(バス、タクシー及びトラック運転手)について、特定技能制度の対象分野への追加を閣議決定(令和6年3月29日)。
- 特定技能外国人の受入れに向けて、令和6年12月より特定技能評価試験を開始。

	バス	タクシー	トラック
・受入れ見込数	2. 45万人		
・主な業務内容	①運行業務 ②接客業務	①運行業務 ②接客業務	①運行業務 ②荷役業務
・技能水準	①第二種運転免許(※1) ②特定技能評価試験(バス)(※2)	①第二種運転免許(※1) ②特定技能評価試験(タクシー)(※2)	①第一種運転免許(※1) ②特定技能評価試験(トラック)(※2)
※1 日本国内で運転免許を取得するための手続等に要する期間については、在留資格「特定活動」(バス運転手及びタクシー運転手については1年・更新不可、トラック運転手については6ヶ月・更新不可)で在留を認める。 ※2 特定技能評価試験は各業界団体及び実施者である(一財)日本海事協会において準備。			
・日本語能力	日本語能力試験N3	日本語能力試験N3	・日本語能力試験N4 又は ・日本語基礎テスト 合格
・受入れ事業者の要件	・「働きやすい職場認証制度」の認証取得 等	・「働きやすい職場認証制度」の認証取得 等	・「働きやすい職場認証制度」又は「Gマーク制度」の認証取得 等



バス・タクシー運転者に係る日本語能力要件（案）

- 担い手不足への対応が喫緊の課題となっている自動車運送業分野（バス、タクシー及びトラック運転者）について、特定技能制度の対象分野への追加を閣議決定（令和6年3月29日）
- バス・タクシー運転者に係る日本語能力要件は、利用者への説明や緊急時の対応が求められるため、現行は、特定活動入国時及び特定技能1号への移行時において、日本語能力試験N3レベル以上と要求しているところ

現行制度

特定活動入国時

- 【バス・タクシー】
- N3以上



特定技能1号

- 【バス・タクシー】
- N3以上

見直し案

特定活動入国時

- 【バス・タクシー】
- N4又はN3以上



特定技能1号

- 【バス・タクシー】
- N3以上
 - N4＋日本語サポーター(※1)
 - 離島・半島(※2)のバスについては、N4でも単独乗務可(※3)

(注)N3レベル: 日本語教育の参照枠のB1相当
N4レベル: JFT-Basic又は日本語教育の参照枠のA2相当

※1 事業者に所属し、乗客対応に関する必要な指導を受けている者
※2 離島振興法、半島振興法における対象地域
※3 日本語能力を測る試験等の受験機会の拡大を図る